

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する告示（仮称）案の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）等の規定に基づき、2. の事項について所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

- (1) 市町村窓口における公的個人認証サービスの事務処理は、現行の受付窓口業務端末と住民基本台帳事務を処理するコミュニケーションサーバ（CS）端末の機能を統合した「統合端末」を設置した上、当該統合端末の「受付窓口業務端末アプリケーション」により行うものとする。
- (2) 暗号方式の危殆化に対応するため、公的個人認証サービスの電子署名に用いられている暗号方式の強度を上げること（RSA1024 から RSA2048 に変更）。
- (3) 市町村長一地方公共団体情報システム機構間の情報（公開鍵、電子証明書等）の通知は、住民基本台帳ネットワークシステムその他の電気通信回線であって総務大臣が適当と認めるものを使用すること。
- (4) 行政機関等以外の者であって総務大臣の認定を受けて署名検証者となり得る者が満たすべき電子署名又は電子利用者証明に係る基準として、電子署名等確認業務に関して、不正アクセス防止のためのファイアウォールの整備、個人情報保護法の遵守等の要件を満たすものとする。
- (5) 現行の電子署名に加えて創設される電子利用者証明に関する規定その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。

認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号） 新旧対照表
 (傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(用語)</p> <p>第一条 この技術的基準において使用する用語は、<u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u>（以下「法」という。）及び<u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則</u>（以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「<u>受付窓口端末</u>」とは、法第三条第五項の規定による申請書の内容及び<u>利用者署名検証符号の通知</u>、同条第六項の規定による都道府県知事が通知する<u>電子証明書</u>の受信及び同条第七項の規定による<u>電子証明書の電磁的記録媒体</u>（法第三条第四項に規定する電磁的記録媒体をいう。以下第九条まで同じ。）への記録を行うための<u>電子計算機</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この技術的基準において使用する用語は、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）及び<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則</u>（平成十五年総務省令第百二十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「<u>受付窓口端末アプリケーション</u>」とは、法第三条第五項の規定による申請書の内容及び<u>署名利用者検証符号の通知</u>、同条第六項の規定により機構が通知する<u>署名用電子証明書</u>の受信及び同条第七項の規定による<u>署名用電子証明書の同条第四項の電磁的記録媒体への記録</u>、<u>法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知</u>、<u>同条第六項の規定により機構が通知する利用者証明用電子証明書の受信及び同条第七項の規定による利用者証明用電子証明書の同条第四項の電磁的記録媒体への記録並びに規則第六十三条第一項の規定により認証業務関事務を機構に委任する場合には、規則第六十四条第一項に規定する通知を行うためのアプリケーション</u>をいう。</p> <p>二 「<u>コミュニケーションサーバ端末アプリケーション</u>」とは、<u>電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準</u>（平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準」という。）第1の2に規定する<u>コミュニケーションサーバ</u>を操作する目的を実現するためのアプリケーションをいう。</p> <p>三 「<u>統合端末</u>」とは、第一号に規定する<u>受付窓口端末アプリケーション</u>及び前号に規定する<u>コミュニケーションサーバ端末アプリケーション</u>を搭載した電子計算機をいう。</p>

二 「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項の規定により申請者が利用者署名符号及び利用者署名検証符号を作成し、電磁的記録媒体に記録するための住所地市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

(電子署名に係る基準)

第二条 規則第二条の基準を満たす電子署名の方式は、RSA方式(オブジェクト識別子 一 二 八四〇 一一三五四九 一 一 一)であってモジュラスとなる合成数が千二十四ビットのものとする。

(利用者確認の方法等)

第三条 法第三条第三項の規定による利用者確認は、コミュニケーションサーバ(電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)第1の2に規定するコミュニケーションサーバをいう。以下同じ。)の端末及び受付窓口端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長は、コミュニケーションサーバの端末から受付窓口端末に申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。第十一条において同じ。)(申請者が外国人住民(同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下この項において同じ。))であって、当該外国人住民に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この項において同じ。))が記載されている場合にあつては、同法第七条第一号に掲げる事項及び通称並

四 「鍵ペア生成装置」とは、法第三条第四項の規定により住所地市町村長が署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し同項の電磁的記録媒体に記録するため並びに法第二十二條第四項の規定により住所地市町村長が利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し同項の電磁的記録媒体に記録するための住所地市町村長の使用に係る電子計算機(規則第六十三条第一項の規定により認証業務関事務を機構に委任する場合には、同項第一号ハ及び第二号の規定により機構が設置、管理及び運用する電子計算機)をいう。

(電子署名及び電子利用者証明に係る基準)

第二条 規則第二条の基準を満たす電子署名の方式及び規則第三十七條の基準を満たす電子利用者証明の方式は、RSA方式(オブジェクト識別子 一 二 八四〇 一一三五四九 一 一 一)であってモジュラスとなる合成数が二千四十八ビットのものとする。

(署名利用者確認及び利用者証明利用者確認の方法等)

第三条 法第三条第三項に規定する署名利用者確認及び法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認は、統合端末を用いて行うものとする。この場合において、住所地市町村長は、コミュニケーションサーバ端末アプリケーションを用いて申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この条及び第十二条において同じ。)(申請者が外国人住民(同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下この項において同じ。))であつて、当該外国人住民に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この項において同じ。))が記載されている場合にあつては、同法第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号及び第七号に掲げる事項をいう。第十二条において同じ。)のファイルを作成した後、受付窓口端末アプリケーションを起動し、当該ファイルを取り込むものとする。

びに同条第二号、第三号及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）。第十一条において同じ。）を送付するものとする。

2 住所地市町村長は、受付窓口端末を操作する職員について、コミュニケーションサーバの端末のアクセス権限を有する職員に限定するものとする。

3 受付窓口端末については、I D（操作者を識別するための番号、記号、その他の符号をいう。）及びパスワードによる操作者の認証を行うものとする。

（新設）

（暗証番号の基準等）

第四条 規則第七条第二項の規定により申請者が電磁的記録媒体に設定する暗証番号は他人から容易に推測されるものであってはならない。

（新設）

（鍵ペア生成装置の基準）

第五条 鍵ペア生成装置は、次に掲げる要件を満たすものとする

（削除）

2 統合端末については、個人識別情報（指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報をいう。以下この項において同じ。）による操作者の認証を行うものとする。ただし、個人識別情報による認証がやむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、識別符号及び暗証番号による認証を行うものとする。

3 コミュニケーションサーバ端末アプリケーションの操作権限と受付窓口端末アプリケーションの操作権限を区別し、それぞれのアプリケーションについて操作が必要な職員のみ操作が行えるよう、アクセス制御を行うものとする。

（暗証番号の基準）

第四条 規則第六条第二項の規定により法第三条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号又は規則第四十一条第二項の規定により法第二十二条第二項に規定する申請者が設定する暗証番号は、他人から容易に推測されるものであってはならない。

2 利用者証明検証者は、利用者証明利用者から規則第四十一条第二項の規定により利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号の入力を受けないことが利用者証明利用者の利便性の向上の観点から適当であると認める場合には、総務大臣が指定する方法により、当該利用者証明利用者符号が記録された法第二十二条第四項の電磁的記録媒体と当該利用者証明検証者の使用に係る業務サーバとの間で相互に正当性を確認する措置を講じることにより、当該暗証番号の入力を求めることなく、当該利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書の通知を受けることができる。

（鍵ペア生成装置の基準）

第五条 鍵ペア生成装置は、次に掲げる要件を満たすものとする

一 他の電子計算機と電気通信回線により接続されていないこと。

二 (略)

三 利用者署名符号及び利用者署名検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

四 当該鍵ペア生成装置を用いて過去に作成された利用者署名符号又は利用者署名検証符号と同一の利用者署名符号又は利用者署名検証符号が作成されることを防止するための措置が講じられていること。

五 利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体との間で乱数等を送受信することにより、当該鍵ペア生成装置が正当なものであることを認証するための必要な機能を有すること。

六 作成した利用者署名符号を利用者の電磁的記録媒体に送信する場合において、当該利用者署名符号を暗号化して送信するための必要な機能を有すること。

(利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準)

第六条 利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 電磁的記録媒体が住民基本台帳カードの場合にあつては、公的個人認証サービス利用領域（住民基本台帳カードに関する技術的基準（平成十五年総務省告示第三百九十二号）第1の7に規定する公的個人認証サービス利用領域をいう。）に利用者署名符号及び利用者署名検証符号、電子証明書並びに

（削除）

二 (略)

三 署名利用者符号及び署名利用者検証符号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

三 当該鍵ペア生成装置を用いて過去に作成された署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号と同一の署名利用者符号若しくは署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号若しくは利用者証明利用者検証符号が作成されることを防止するための措置が講じられていること。

（削除）

四 作成した署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を署名利用者又は利用者証明利用者の電磁的記録媒体に送信する場合において、当該署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を暗号化して送信するための必要な機能を有すること。

(署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体の基準)

第六条 法第三条第四項の規定により署名利用者符号及び署名利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体又は法第二十二条第四項の規定により利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 電磁的記録媒体が個人番号カードの場合にあつては、公的個人認証サービス利用領域（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第 号）第1の10に規定する公的個人認証サービス利用領域をいう。）に署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証

暗証番号を記録することが可能であること。

二 住民基本台帳カード以外の電磁的記録媒体にあつては、次の要件のすべてを満たすこと。

イ 半導体集積回路上に公的個人認証サービスアプリケーション（住民基本台帳カードに関する技術的基準第1の6に規定する公的個人認証サービスアプリケーションをいう。）のための専用の領域を有すること。

ロ イに規定する領域に利用者署名符号及び利用者署名検証符号、電子証明書並びに暗証番号を記録することが可能であること。

ハ （略）

三 受付窓口端末及び鍵ペア生成装置との間で乱数等を送受信することにより、当該鍵ペア生成装置及び受付窓口端末が正当なものであることを確認するための必要な機能を有すること。

四 前条第六号の規定により暗号化されて送信された利用者署名符号を復号するために必要な機能を有すること。

五 利用者署名符号の電磁的記録媒体の外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有すること。

（受付窓口端末の基準）

第七条 受付窓口端末は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による都道府県知

明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十一条第二項の暗証番号を記録することが可能であること。

二 個人番号カード以外の電磁的記録媒体にあつては、次の要件のすべてを満たすこと。

イ 半導体集積回路上に公的個人認証サービスアプリケーション（通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準第1の10に規定する公的個人認証サービスアプリケーションをいう。）のための専用の領域を有すること。

ロ イに規定する領域に署名利用者符号及び署名利用者検証符号、署名用電子証明書並びに規則第六条第二項の暗証番号並びに利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号、利用者証明用電子証明書並びに規則第四十一条第二項の暗証番号を記録することが可能であること。

ハ （略）

三 受付窓口端末アプリケーション（規則第六十三条第一項の規定により認証業務関連事務を機構に委任する場合には、個人番号カードの作成を行う電子計算機）との間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーション（同項の規定により認証業務関連事務を機構に委任する場合には、当該電子計算機）が正当なものであることを確認するための必要な機能を有すること。

四 前条第四号の規定により暗号化されて送信された署名利用者符号又は利用者証明利用者符号を復号するために必要な機能を有すること。

五 署名利用者符号又は利用者証明利用者符号の電磁的記録媒体の外部からの読み取りを防止するために必要な機能を有すること。

（受付窓口端末アプリケーションの基準）

第七条 受付窓口端末アプリケーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の署名

事の電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

二 利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体との間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末が正当なものであることを認証するための必要な機能を有すること。

(発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準)

第八条 発行者署名符号を作成するための都道府県知事の使用に係る電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一・二 (略)

三 発行者署名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。

四 バックアップ用の発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用の発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。

五 発行者署名符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

用電子証明書の通知、法第九条第二項において準用する法第三条第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第十条第二項において準用する法第三条第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに法第二十二條第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知の受信、同条第六項の規定による機構の利用者証明用電子証明書の通知、法第二十八條第二項において準用する法第二十二條第五項の規定による申請書の内容の通知の受信及び法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第五項の規定による届出書の内容の通知の受信等並びに規則第六十四條第一項に規定する通知に用いる電子計算機と相互に認証を行うために必要な機能を有すること。

二 署名利用者符号及び署名利用者検証符号又は利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を記録する電磁的記録媒体との間で乱数等を送受信することにより、当該受付窓口端末アプリケーションが正当なものであることを認証するための必要な機能を有すること。

(署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準)

第八条 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を作成するための機構の使用に係る電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一・二 (略)

三 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。

四 バックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。

五 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成に当たり、素数の判定その他の措置が適切に行われるものであること。

2 発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、RSA方式（オブジェクト識別子 一 二 八四〇 一一三五四九 一 一 一五）であってモジュラスとなる合成数が二千四十八ビットのものとする。

3 発行者署名符号の使用期間は、五年とする。

（電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条 法第三条第七項の規定により所在地市町村長が電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第四条の規定により、利用者は、自己に係る利用者署名符号の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者署名符号の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第十条第一項の規定により、利用者は、利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき、又は当該利用者署名符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、所在地市町村長を経由して、速やかに当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の電子証明書を発行させた者は、法第六十一条の規定により罰せられること。

（新設）

2 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、RSA方式（オブジェクト識別子 一 二 八四〇 一一三五四九 一 一 一一）であってモジュラスとなる合成数が二千四十八ビットのものとする。

3 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の使用期間は、五年とする。

（署名用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第九条 法第三条第七項の規定により所在地市町村長が署名用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子署名は署名又は押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、法第四条の規定により、署名利用者は、自己に係る署名利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の署名利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

二 法第十条第一項の規定により、署名利用者は、署名利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該署名利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、所在地市町村長を経由して、速やかに当該署名利用者に係る署名用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。

三 虚偽の申請をして、不実の署名用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

（利用者証明用電子証明書の提供に際しての申請者への説明事項）

第十条 法第二十二条第七項の規定により所在地市町村長が利用者証明用電子証明書を申請者に提供するときは、次に掲げる事項を申請者に説明しなければならない。

一 電子利用者証明は電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であって、当該措置を行った者が機構が当該措置を行うことができることとした者と同一の者であることを証明するものであることから

(住所地市町村長と都道府県知事との間の情報の送受信)
第十条 法第三条第八項に規定する電気通信回線は、総合行政ネットワークその他の電気通信回線であって総務大臣が相当と認めるものでなければならない。

- 2 法第三条第五項の規定により通知される申請書の内容及び利用者署名検証符号並びに同条第六項の規定により通知される電子証明書を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は都道府県知事は、当該申請書の内容及び利用者署名検証符号並びに電子証明書を暗号化しなければならない。
(新設)

(電子証明書の様式)

、法第二十三条の規定により、利用者証明利用者は、自己に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

- 二 法第二十九条第一項の規定により、利用者証明利用者は、利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を經由して、速やかに当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書を発行した機構にその旨を届け出なければならないこと。
- 三 虚偽の申請をして、不実の利用者証明用電子証明書を発行させた者は、法第七十三条の規定により罰せられること。

(住所地市町村長と機構との間の情報の送受信)
第十一条 法第三条第八項及び第二十二条第八項に規定する電気通信回線は、住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第1の1に規定する住民基本台帳ネットワークシステム（第三十八条第一項において「住民基本台帳ネットワークシステム」という。）その他の電気通信回線であって総務大臣が相当と認めるものでなければならない。

- 2 法第三条第五項の規定による申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに同条第六項の規定による署名用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び署名利用者検証符号並びに署名用電子証明書を暗号化しなければならない。
- 3 法第二十二条第五項の規定による申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号の通知並びに同条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の通知を同条第八項の規定により電気通信回線を通じて送信するときは、住所地市町村長又は機構は、当該申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号並びに利用者証明用電子証明書を暗号化しなければならない。

(署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式)

第十一条 電子証明書の様式は、ITU-T勧告X. 509 (03/2000)に準拠するものとし、利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項は、電子証明書の拡張領域に記録するものとする。

(相互認証)

第十二条 都道府県知事は、国又は地方公共団体が実施する認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第二項に規定する認証業務をいう。第三十一条第一号において同じ。）のうち総務大臣が適当と認めるものと相互認証を行わなければならない。

(認証業務実施設備等)

第十三条 都道府県知事（法第三十四条第一項の規定により認証事務を指定認証機関に行わせることとした場合にあっては指定認証機関。）は、認証業務（指定認証機関にあっては認証事務。）の用に供するため、認証業務実施設備その他総務大臣が必要と認める設備を備えなければならない。

(認証業務実施設備への入出場を管理するために必要な措置)

第十四条 規則第十三条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは認証業務実施設備室（認証業務実施設備を設置する室をいう。以下同じ。）が次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一 入室する二以上の者の身体的特徴の識別（あらかじめ登録された指紋、虹彩その他の個人の身体的特徴の照合を行うことをいう。）によって入室が可能となること。

二 入室者の数と同数の者の退室を管理すること。

三 入室のための装置の操作に不正常な時間を要した場合においては、警報が発せられること。

四 入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。

第十二条 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の様式は、ITU-T勧告X. 509 (03/2000)に準拠するものとし、署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項は、署名用電子証明書の拡張領域に記録するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

(認証業務実施設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置)

第十五条 規則第十三条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 認証業務実施設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。
- 二 認証業務実施設備が二以上の部分から構成される場合においては、一の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置

(削除)

(正当な権限を有しない者による認証業務実施設備の作動を防止するための措置等)

第十六条 規則第十三条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 認証業務実施設備を作動させる権限を操作者ごとに設定することができること。
- 二 認証業務実施設備を作動させるに当たっては、操作者及びその権限の確認を行うことができること。
- 三 電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、電子証明書の発行及び失効の要求その他の電子証明書の管理に必要な電子計算機の操作については、この限りでない。

(削除)

2 規則第十三条第三号に規定する認証業務実施設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 各動作の要求者名、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能
- 二 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能

(認証業務実施設備等の災害を防止するために必要な措置)

<p><u>第十七条 規則第十三条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。</u></p> <p><u>一 認証業務実施設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。</u></p> <p><u>二 認証業務実施設備室 次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 水害の防止のための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>ロ 隔壁により区画されていること。</u></p> <p><u>ハ 自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。</u></p> <p><u>ニ 防火区画内に設置されていること。</u></p> <p><u>ホ 室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。</u></p> <p><u>三 認証業務実施設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であって、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。</u></p> <p><u>ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。</u></p> <p><u>（認証業務実施設備の操作等に関する許諾等）</u></p>	(削除)
<p><u>第十八条 規則第十四条第二号に規定する認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。</u></p> <p><u>一 認証業務実施設備室への立入りは、複数の者により行われること。</u></p> <p><u>二 設備の保守その他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入りに係る権限を有しない者を認証業務実施設備室へ立ち入らせることが必要である場合においては、立入り</u></p>	(削除)

に係る権限を有する複数の者が同行すること。
三 システム管理者に係る識別符号については、特に厳重な管理が行われていること。

(発行者署名符号の漏えいを防止するための措置)

第十九条 規則第十四条第三号に規定する発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一 発行者署名符号の生成及び管理は、認証業務実施設備室内で複数の者によって規則第十三条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。

二 バックアップ用の発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。

イ 認証業務実施設備室内で規則第十三条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の発行者署名符号は、認証業務実施設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。

ロ 認証業務実施設備室内で発行者署名符号に関する情報を分割し、複数の者が異なる安全な場所に分散して保管する方法（発行者署名符号を再生する場合には、複数の者が集合することを要するものに限る。）により行われること。

三 発行者署名符号の使用を可能とし、又は不可能とするための認証業務実施設備の設定の変更は、認証業務実施設備室内で複数の者により行われること。

四 発行者署名符号の使用を終了する場合には、複数の者により物理的な破壊又は完全な初期化等の方法により完全に廃棄し、かつ、複製された発行者署名符号についても同時に廃棄すること。

(発行記録の記録及び保存の方法)

第二十条 法第八条の規定による発行記録の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録し、保存することによるものとする。

(削除)

(署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存の方法)

第十三条 法第八条の規定による署名用電子証明書発行記録の記録及び保存並びに法第二十七条の規定による利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以

2 都道府県知事は、発行記録を記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又はき損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第二十一条 法第十一条の規定による失効申請等情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することによるものとする。

2 都道府県知事は、失効申請等情報を記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又はき損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第二十二条 法第十二条の規定による異動等失効情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することによるものとする。

2 都道府県知事は、異動等失効情報を記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又はき損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第二十三条 法第十三条の規定による記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することによるものとする。

下同じ。)に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存の方法)

第十四条 法第十一条の規定による署名用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存並びに法第三十条の規定による利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存の方法)

第十五条 法第十二条の規定による署名利用者異動等失効情報の記録及び保存並びに法第三十一条の規定による利用者証明利用者異動等失効情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存の方法)

第十六条 法第十三条の規定による署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存並びに法第三十二条の規定による利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 都道府県知事は、記録誤り等に係る情報を記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又はき損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録の方法)

第二十四条 法第十四条の規定による発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することによるものとする。

2 都道府県知事は、発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又はき損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(失効情報ファイルの記録及び保存の方法)

第二十五条 法第十六条の規定による失効情報ファイルの記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することによるものとする。

2 都道府県知事は、失効情報ファイルを記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又はき損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(認証設備室への入退場を管理するために必要な措置)

第二十六条 規則第二十五条第一号に規定する入退場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものを

2 機構は、署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法)

第十七条 法第十四条の規定による署名用電子署名書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存並びに法第三十三条の規定による利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することによるものとする。

2 機構は、署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法)

第十八条 法第十六条の規定による署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存並びに法第三十五条の規定による利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、専用の電磁的記録媒体に記録し、保存することにより行うものとする。

2 機構は、署名用電子証明書失効情報ファイル及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録し及び保存した電磁的記録媒体の滅失又は毀損の防止その他の電磁的記録媒体の適切な管理を行わなければならない。

(認証設備室への入退場を管理するために必要な措置)

第十九条 規則第二十四条第一号に規定する入退場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをい

いうものとする。

一 認証設備室（認証業務用設備が設置された室をいう。ただし、認証業務用設備のうち、登録用端末設備（専ら電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。以下第三十三条まで同じ。）の利用者（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者をいう。以下第三十三条まで同じ。）を登録するために用いられる設備をいう。以下同じ。）又は利用者識別設備（専ら利用者情報（利用者に係る情報をいう。以下同じ。）及び利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。以下同じ。）を識別するために用いられる設備をいう。以下同じ。）が設置されている場合においては、当該登録用端末設備又は利用者識別設備以外の認証業務用設備が設置されていない室を除く。以下同じ。）次に掲げる要件を満たすこと。

イ 入室する二以上の者の身体的特徴の識別（あらかじめ登録された指紋、虹彩その他の個人の身体的特徴の照合を行うことをいう。）によって入室が可能となること。

ロ～ニ （略）

二 （略）

（認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置）

第二十七条 規則第二十五条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一～三 （略）

（正当な権限を有しない者による認証業務用設備の作動を防止するための措置等）

第二十八条 規則第二十五条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは

うものとする。

一 認証設備室（認証業務用設備が設置された室をいう。ただし、認証業務用設備のうち、登録用端末設備（専ら電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の利用者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第二項に規定する利用者をいう。以下同じ。）を登録するために用いられる設備をいう。以下同じ。）又は利用者識別設備（専ら利用者情報（利用者に係る情報をいう。以下同じ。）及び利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号をいう。以下同じ。）を識別するために用いられる設備をいう。以下同じ。）が設置されている場合においては、当該登録用端末設備又は利用者識別設備以外の認証業務用設備が設置されていない室を除く。以下同じ。）次に掲げる要件を満たすこと。

イ 入室する二以上の者の身体的特徴の識別（あらかじめ登録された指紋、虹彩その他の個人の身体的特徴の照合を行うことをいう。第四十一条第一号において同じ。）によって入室が可能となること。

ロ～ニ （略）

二 （略）

（認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置）

第二十条 規則第二十四条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一～三 （略）

（正当な権限を有しない者による認証業務用設備の作動を防止するための措置等）

第二十一条 規則第二十四条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは

、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一～四 (略)

2 規則第二十五条第三号に規定する認証業務用設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一・二 (略)

(認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置)

第二十九条 規則第二十五条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一・二 (略)

三 認証設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。

イ (略)

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。

ハ (略)

(利用申込者に対する説明事項)

第三十条 規則第二十六条第一号に規定する利用申込者（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項に規定する利用申込者をいう。）に対して説明を行うべき事項とは、次の各号に掲げる事項を内容として含むものとする。

一 電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、利用者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者署名符号の適切な管理を行わなければならないこと。

二 利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき、又はそのおそれがある場合、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を中止する

、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一～四 (略)

2 規則第二十四条第三号に規定する認証業務用設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

一・二 (略)

(認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置)

第二十二條 規則第二十四条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一・二 (略)

三 認証設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。

イ (略)

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律台二百一号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。

ハ (略)

(利用申込者に対する説明事項)

第二十三条 規則第二十五条第一号に規定する利用申込者（令第八条第二号に規定する利用申込者をいう。）に対して説明を行うべき事項とは、次の各号に掲げる事項を内容として含むものとする。

一 電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであることから、利用者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号に規定する利用者署名符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の利用者署名符号の適切な管理を行わなければならないこと。

二 利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又はそのおそれがある場合、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を中止する

場合においては、遅滞なく電子証明書の失効の請求を行わなければならないこと。

三 (略)

(特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)

第三十一条 規則第二十六条第七号に規定する利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。

一 発行者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第四号に規定する発行者署名符号をいう。第三十五条において同じ。）を当該特定認証業務以外の業務のために使用しないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 認定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第二号に規定する認定認証業務をいう。）と同程度以上の基準に従って国又は地方公共団体等が実施する認証業務との相互認証の実施のための使用

ロ (略)

二 (略)

(署名検証者への情報提供)

第三十二条 規則第二十六条第八号に規定する必要な情報は、次の各号に掲げる事項を含むことを要するものとする。

一～三 (略)

(特定認証業務の実施に関する規程)

第三十三条 規則第二十六条第十二号に規定する認定申請者が行う特定認証業務の実施に関する規程は、次の各号に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。

一～十二 (略)

2 (略)

(認証業務用設備の操作等に関する許諾等)

場合においては、遅滞なく電子証明書の失効の請求を行わなければならないこと。

三 (略)

(特定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)

第二十四条 規則第二十五条第七号に規定する利用者その他の者が認定申請者が行う特定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。

一 発行者署名符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第四条第四号に規定する発行者署名符号をいう。第二十八条において同じ。）を当該特定認証業務以外の業務のために使用しないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 認定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第二号に規定する認定認証業務をいう。）と同程度以上の基準に従って国又は地方公共団体等が実施する認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する認証業務をいう。第三十九条において同じ。）との相互認証の実施のための使用

ロ (略)

二 (略)

(署名検証者への情報提供)

第二十五条 規則第二十五条第八号に規定する必要な情報は、次の各号に掲げる事項を含むことを要するものとする。

一～三 (略)

(特定認証業務の実施に関する規程)

第二十六条 規則第二十五条第十二号に規定する認定申請者が行う特定認証業務の実施に関する規程は、次の各号に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。

一～十二 (略)

2 (略)

(認証業務用設備の操作等に関する許諾等)

第三十四条 規則第二十六条第十五号に規定する認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。

一～三 (略)

(発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置)

第三十五条 規則第二十六条第十六号に規定する発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一 発行者署名符号の生成及び管理は、認証設備室内で複数の者によって規則第二十五条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。

二 バックアップ用の発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。

イ 認証設備室内で規則第二十五条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の発行者署名符号は、認証設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。

ロ (略)

三・四 (略)

(新設)

第二十七条 規則第二十五条第十五号に規定する認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。

一～三 (略)

(発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置)

第二十八条 規則第二十五条第十六号に規定する発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一 発行者署名符号の生成及び管理は、認証設備室内で複数の者によって規則第二十四条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。

二 バックアップ用の発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。

イ 認証設備室内で規則第二十四条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の発行者署名符号は、認証設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。

ロ (略)

三・四 (略)

(電子署名等確認設備室への入退場を管理するために必要な措置)

第二十九条 規則第二十六条第一号に規定する入退場を管理するために必要な措置とは、次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

一 電子署名等確認設備室（電子署名等確認設備が設置された室をいう。この条において同じ。）に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カードにより電子署名等確認設備室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。

二 電子署名等確認設備室の鍵又は入退室管理カードの管理方法を定めること。

(新設)

(電子署名等確認設備への不正なアクセスを防止するために必要な措置)

第三十条 規則第二十六条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 電子署名等確認設備が電気通信回線に接続している場合においては、電子署名等確認設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォールを備えること。
- 二 電子署名等確認設備が二以上の部分から構成され、かつ、異なる場所に設置される場合において、相互の通信が必要となるときは、通信相手相互の認証を行うとともに、データの暗号化を行うこと。

(新設)

(正当な権限を有しない者による電子署名等確認設備の作動を防止するための措置等)

第三十一条 規則第二十六条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

- 一 電子署名等確認設備を操作者によって作動させる場合においては、各操作者に対する権限の設定並びに当該操作者及びその権限が確認できること。
- 二 電子署名等確認設備を自動的に作動させる場合においては、署名利用者から通知される当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者から通知される当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号を用いて行った電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書（以下この号において「署名利用者等から通知される情報」という。）を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された署名利用者等から通知される情報を識別する機能の設定並びに署名利用者等から通知される情報の確認ができること。

2 規則第第二十六条第三号に規定する電子署名等確認設備の動

(新設)

作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。

- 一 各動作の要求者名（操作者によって作動させる場合に限る。）、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能
- 二 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能（操作者によって作動させる場合に限る。）

（情報の漏えい防止等のために必要な措置）

第三十二条 規則二十七条第二号へに規定する必要な措置には、次の各号に掲げる措置を含むものとする。

- 一 規則第二十六条第一号ハに掲げる情報が不要となった場合には、これを速やかに、かつ、確実に消去すること。
- 二 電子署名等確認業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守すること。
- 三 電子署名等確認業務以外の業務において、署名用電子証明書の発行の番号又は利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下この号において「署名用電子証明書の発行の番号等」という。）を、個人を識別し管理するための符号として直接に使用せず、署名用電子証明書の発行の番号等に対応し、署名用電子証明書の発行の番号等に代わる番号、記号その他の符号を使用すること。また、署名用電子証明書の発行の番号等を外部に提供しないこと。
- 四 前条第二項に規定する機能による記録のうち、次に掲げる事項を、毎年一回、総務大臣に報告すること。
 - イ 署名利用者から提供を受けた署名用電子証明書及び利用者証明利用者から提供を受けた利用者証明用電子証明書の件数
 - ロ イに掲げる署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書のうち削除したものの件数
 - ハ 機構から提供を受けた署名用電子証明書失効情報、署名用電子証明書失効情報ファイル、利用者証明用電子証明書失効情報、利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号（二において「署名用電子証明書失効情報等」という。）の件数

(新設)

(保存期間に係る失効情報の提供の方法)

第三十六条 令第十三条第一号の規定により電気通信回線を通じて失効情報を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する方法又は即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十三条第一号の規定により電気通信回線を通じて失効情報を提供する場合において、都道府県知事は、失効情報の提供を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(新設)

二 署名用電子証明書失効情報等のうち削除したものの件数
ホ 署名用電子証明書失効情報又は署名用電子証明書失効情報ファイルを利用して署名用電子証明書が効力を失っていないことの確認を行った件数及び利用者証明用電子証明書失効情報又は利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを利用して利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認を行った件数

五 規則第二十八条第一項に規定する電子署名等確認業務受託者にあつては、電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

(情報漏えいのおそれがある場合における総務省への報告)

第三十三条 規則第二十七条第三号に規定する体制等には、署名利用者検証符号等の漏えいのおそれがある場合等における総務省への報告に関する事項を含むことを要するものとする。

(保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法)

第三十四条 令第十三条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法又は即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十三条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を提供する場合において、機構は、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(対応証明書の発行の番号の提供の方法)

第三十五条 令第十五条第一号の規定により電気通信回線を通じて対応証明書の発行の番号を提供する方法は、署名検証者等からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十五条第一号の規定により電気通信回線を通じて対応証

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)
第三十六条の二 令第十五条の規定による回答は、署名確認者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十五条の規定による回答を行う場合において、団体署名検証者は、回答を行うための団体署名検証者の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

第三十七条 削除

(新設)

(新設)

明書の発行の番号を提供する場合において、機構は、対応証明書の発行の番号の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法)
第三十六条 令第十六条の規定による回答は、署名確認者からの問い合わせに対して即時に応答する方法によるものとする。

2 令第十六条の規定による回答を行う場合において、団体署名検証者は、回答を行うための団体署名検証者の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法)

第三十七条 令第二十四条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する方法は、利用者証明検証者からの問い合わせに対して保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法又は即時に応答する方法によるものとする。

2 令第二十四条第一号の規定により電気通信回線を通じて保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を提供する場合において、機構は、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供を行うための機構の使用に係る電子計算機について適切なアクセス制御を行わなければならない。

(委任市町村長と機構との間の情報の送受信)

第三十八条 規則第六十四条第二項に規定する電気通信回線は、住民基本台帳ネットワークシステムその他の電気通信回線であって総務大臣が適当と認めるものでなければならない。

2 規則第六十四条第一項による同項各号に掲げる事項の通知を同条第二項により電気通信回線を通じて送信するときは、委任市町村長は、当該事項を暗号化しなければならない。

(相互認証)

第三十九条 機構は、国又は地方公共団体が実施する認証業務の

	<p><u>うち総務大臣が適当と認めるものと相互認証を行わなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(認証業務実施設備等)</u> <u>第四十条 機構は、認証業務の用に供するため、認証業務実施設備その他総務大臣が必要と認める設備を備えなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(認証業務実施設備への入退場を管理するために必要な措置)</u> <u>第四十一条 規則第七十一条第一号に規定する入退場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは認証業務実施設備室（認証業務実施設備を設置する室をいう。以下同じ。）が次の各号に定める要件を満たすものをいうものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 入室する二以上の者の身体的特徴の識別によって入室が可能となること。</u> <u>二 入室者の数と同数の者の退室を管理すること。</u> <u>三 入室のための装置の操作に不正常な時間を要した場合においては、警報が発せられること。</u> <u>四 入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。</u>
(新設)	<p><u>(認証業務実施設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置)</u> <u>第四十二条 規則第七十一条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは次の各号に掲げるものをいうものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 認証業務実施設備に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。</u> <u>二 認証業務実施設備が二以上の部分から構成される場合においては、一の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置</u> <p><u>(正当な権限を有しない者による認証業務実施設備の作動を防</u></p>

(新設)

- 止するための措置等)
- 第四十三条 規則第七十一条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。
- 一 認証業務実施設備を作動させる権限を操作者ごとに設定することができること。
 - 二 認証業務実施設備を作動させるに当たっては、操作者及びその権限の確認を行うことができること。
 - 三 電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行及び失効の要求その他の署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の管理に必要な電子計算機の操作については、この限りでない。
 - 四 認証業務実施設備の所在を示す掲示がされていないこと。
- 2 規則第七十一条第三号に規定する認証業務実施設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。
- 一 各動作の要求者名、内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能
 - 二 特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能

(新設)

- (認証業務実施設備等の災害を防止するために必要な措置)
- 第四十四条 規則第七十一条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。
- 一 認証業務実施設備 通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。
 - 二 認証業務実施設備室 次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 水害の防止のための措置が講じられていること。
 - ロ 隔壁により区画されていること。
 - ハ 自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。
 - ニ 防火区画内に設置されていること。
 - ホ 室内において使用される電源設備について停電に対する

措置が講じられていること。

三 認証業務実施設備室を設置する建築物 次に掲げる要件を満たすこと。

イ 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であつて、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物であること。

ハ 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。

(認証業務実施設備の操作等に関する許諾等)

第四十五条 規則第七十二条第二号に規定する認証業務実施設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別符号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。

一 認証業務実施設備室への立入りは、複数の者により行われること。

二 設備の保守その他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入りに係る権限を有しない者を認証業務実施設備室へ立ち入らせることが必要である場合においては、立入りに係る権限を有する複数の者が同行すること。

三 システム管理者に係る識別符号については、特に厳重な管理が行われていること。

(発行者署名符号の漏えいを防止するための措置)

第四十六条 規則第七十二条第三号に規定する署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理その他当該署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。

一 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の作成及び管理は、認証業務実施設備室内で複数の者によって規則第七十一条第四号に規定する専用

(新設)

(新設)

の電子計算機を用いて行われること。

二 バックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。

イ 認証業務実施設備室内で規則第七十一条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号は、認証業務実施設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。

ロ 認証業務実施設備室内で署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号に関する情報を分割し、複数の者が異なる安全な場所に分散して保管する方法（署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号を再生する場合には、複数の者が集合することを要するものに限る。）により行われること。

三 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の使用を可能とし、又は不可能とするための認証業務実施設備の設定の変更は、認証業務実施設備室内で複数の者により行われること。

四 署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号の使用を終了する場合には、複数の者により物理的な破壊又は完全な初期化等の方法により完全に廃棄し、かつ、複製された署名用電子証明書発行者署名符号及び利用者証明用電子証明書発行者署名符号についても同時に廃棄すること。

(運用規程)

第四十七条 法第六十九条に規定する運用規程は、次に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。

一 機構の連絡先（住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス）

二・三 （略）

四 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の失効の請求に関する事項

(運用規程)

第三十八条 法第五十七条に規定する運用規程は、次に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。

一 都道府県の連絡先（住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス）

二・三 （略）

四 電子証明書の失効の請求に関する事項

五 失効情報の確認の方法及び確認することができる期間に関する事項

六 (略)

七 認証業務の利用に係る料金に関する事項

八・九 (略)

五 署名用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報の確認の方法及び確認することができる期間に関する事項

六 (略)

七 認証業務の利用に係る手数料に関する事項

八・九 (略)